

第2章 部門基本計画 4

安全で安心できるライフサポート

～助け合い支え合う共生社会の形成～



部門基本計画 交通安全対策の強化

基本方針

交通安全団体等との幅広い連携を図り、地域の高齢者、若者、子どもとその保護者等の対象に応じ、事故防止に対する意識啓発を主眼にした運動を展開します。

また、交通安全施設については、危険箇所を的確に把握し継続的に整備を進めていきます。

現状と課題

道路安全設備については、各行政区の危険箇所回避要望により、カーブミラー、ガードレール等の整備をすすめるとともに、松橋駅自転車駐車場を整備し、駐輪スペースを拡充しました。また、交通安全キャンペーン、交通安全教室等を計画的に行い、交通安全意識の高揚を図っています。

今後も引き続き交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけることにより、交通安全思想を普及浸透させ、交通事故防止の徹底を図る必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
交通安全教室の開催回数	36回	40回	48回	60回
交通安全施設整備箇所数	30箇所	34箇所	33箇所	35箇所



今後の取り組み

1 高齢者の交通事故防止対策の推進

各種会合、広報紙等を通じて交通安全教育や反射材用品等の普及促進に努めます。

主な事業 ・春・秋の全国交通安全運動 ・年末年始の交通事故防止運動 ・交通安全キャンペーン

2 積極的な広報啓発活動の推進

防災行政無線、広報紙、ちらし、広報車、新聞等各種媒体を活用し交通安全意識の高揚を図ります。

主な事業 ・広報啓発活動事業

3 交通安全施設整備の推進

危険度の高いところについて、要望等に基づいて優先順位をつけながら、順次整備を図っていきます。

主な事業 ・カーブミラー設置 ・ガードレール設置 ・区画線設置

まとめ

宇城市

広報啓発と安全施設整備で
交通事故防止の徹底を図ります。



交通安全が行き
届いた住みよい
まちばい

防犯対策の強化

基本方針

警察との連携を強化し、安全で安心できる地域社会の実現に努めます。特に宇城警察署生活安全課、交番、駐在所を中心とした地域安全活動の充実強化の促進を図るとともに、地域の特性に応じた防犯対策、民間防犯組織の支援などを推進します。

現状と課題

宇城警察署との連携強化の下に、民間防犯組織として各地区に青色防犯パトロール隊がPTAを中心に結成され、各地域を巡回し犯罪抑止の効果をあげています。また、各行政区の要望のもと、危険箇所等に防犯灯の整備を図っています。

しかしながら、民間防犯組織が結成されていない地域が

あるため、結成にむけて支援し地域住民の防犯意識、生活安全意識のさらなる高揚を図ります。さらに通学路等の危険箇所を的確に把握し、継続的に防犯灯の整備を進めていく必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
民間防犯組織結成数	1 組織	2 組織	3 組織	5 組織
防犯灯設置数	60 灯	64 灯	68 灯	70 灯

今後の取り組み

1 犯罪等抑止のための広報啓発活動

防災行政無線、広報紙、広報車等を通じて地域住民へ防犯意識、生活安全意識の高揚を図ります。

主な事業 ・ 地域安全運動

2 民間防犯組織の活性化

各地域の PTA 防犯パトロール隊の結成により、定期的に通学路等を巡回し特に子どもたちへの犯罪抑止を図ります。

主な事業 ・ PTA 防犯パトロール隊の結成支援 ・ 防犯パトロール活動

3 通学路等における防犯灯の整備

通学路等における危険箇所に防犯灯の整備を行います。また行政区に対し防犯灯設置費等補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を図ります。

主な事業 ・ 防犯灯の設置推進 ・ 防犯灯設置費等の補助金交付

まとめ

宇城市

警察との連携を強化し、地域ぐるみの防犯安全意識の高揚を図ります。



広域消防の充実と 防災・消防体制の強化

基本方針

このまちに暮らす誰もが安全で安心して生活を営むことができるよう、市が果たすべき防災・消防対策への取り組みを地域の皆さまとともに進めていきます。また、地震・台風などの自然災害に強い都市づくりを目指していきます。

現状と課題

広域消防の充実については、宇城広域連合消防本部と連携して実施しています。また、消防施設や防災行政無線、洪水ハザードマップは整備済みであり、市民に対する応急手当の普及・啓発を行っていますが、消防施設や設備等の更新やさらなる拡充を図る必要性があります。

今後の課題として、広域消防組合の合併による市民サー

ビスの低下や消防団の団員減少が懸念されます。また、大規模な災害(地震等)や近年の局地的な集中豪雨に対する対策、特に土砂災害に対する避難体制の連絡体制の強化が急務です。また、宇城市においても高齢化率が進行するものと推計されていますので、市民、特に高齢者に対する応急手当の普及・啓発を行い救命率の向上に努める必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
消防団員加入者数	1,845 人	1,794 人	1,765 人	1,800 人
火災発生件数	12 件	26 件	21 件	5 件
救急出動件数	2,921 件	2,956 件	2,805 件	2,600 件
自主防災組織の数	—	5 団体	3 団体	90 団体

今後の取り組み

1 広域消防の充実

広域消防化により、中央ブロック（熊本市、宇城広域消防本部、上益城広域消防本部、高遊原広域消防本部）合併が平成 24 年に予定されており、広域化による市民サービスの低下を防ぎます。

また、平成 27 年には宇城市の高齢化率が 30% を超えると見込まれているため、高齢者に対応するなど多様化する救急救助に対応するため医療機関との連携による救急体制を構築し、市民に対する応急手当の普及・啓発も推進します。

主な事業 ・ 広域消防化への対応 ・ 応急手当の普及・啓発

2 地域消防の充実

全国的に消防団員の減少が叫ばれる中、宇城市においても団員減少により、昼間の災害時出動に懸念があり、機能別分団や消防団協力事業所を配備し、団員確保に努めます。また、消防団活動への市民の理解を深めるため、消防団で広報紙を発行するとともに、新入団員の加入を促進します。

主な事業 ・ 消防団組織の再編推進 ・ 消防団広報の充実 ・ 新入団員の加入促進

3 防災・消防体制の強化

近年の局地的な集中豪雨に起因した土砂災害に対する対応については、早めの避難体制、連絡体制の整備・強化を図り、いつおこるかわからない災害に備えます。これには、行政だけでは限界があるため、自分たちのまちは自分たちで守るという自主防災組織の設置を促進し、自分の身を災害から守ろうとする市民の防災意識の向上のために防災教育の推進に取り組みます。

主な事業 ・ 土砂災害に対する避難、連絡体制の強化 ・ 自主防災組織結成の推進 ・ 防災教育の推進

まとめ

宇城市

消防、防災、応急手当普及啓発で災害に強い都市づくりを推進します。



治山・治水対策の充実

基本方針

市民の生命と財産を地震や大雨、台風、高潮、洪水などの災害から守るため、災害の未然防止と災害時の安全確保、迅速な復旧対策を講じ、安全・安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

本市の山間部においては、地形が急峻（傾斜が急で険しい）であるため、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼす恐れがある箇所）や地すべり危険箇所が多く点在しています。また土石流危険渓流箇所（土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れがある渓流）も多く、豪雨による土石流の発生に対する不安があり、今後計画的な治山事業が必要となっています。

不知火海沿岸域については、高潮や津波による災害防止の事業を実施して改善が図られましたが、有明海やその他沿岸部においては、防波堤や護岸の高さが不足している箇所があるため、防災計画に基づく改修等が必要です。

河川においては、改修が必要な箇所も多く、大雨や洪水などの災害に不安を抱えています。河川の改修や生活排水路などの基盤整備に取り組む必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
急傾斜地崩壊対策箇所数	36 箇所	37 箇所	38 箇所	40 箇所

今後の取り組み

1 治山事業の推進

災害箇所の調査・把握により治山施設の整備、森林保全の推進に積極的に取り組むとともに、国・県の事業を活用し、土砂災害の防止、砂防施設の設備強化を図ります。

主な事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 地すべり対策事業 ・ 土石流防止対策事業

2 治水事業の推進

国・県に対して、治水関連の整備を積極的に要請していきます。また河川において防災対策の強化や河川環境の改善などを図るため、県に河川の早期整備について要請するとともに、準用・普通河川については、護岸改良等の整備を推進します。

主な事業 ・ 県砂防事業の推進 ・ 河川改修事業

3 高潮対策事業の推進

大田尾漁港海岸保全区域の改修を行い、背後集落の安全を確保します。

主な事業 ・ 防波堤整備事業 ・ 護岸整備事業

まとめ

宇城市

高潮や土石流対策の事業推進で
安全・安心なまちづくりを目指します。



地形特性を考慮
した防災対策を
するばい

部門基本計画 生活環境の保全

基本方針

大気汚染や悪臭の防止に努め、さわやかな澄んだ大気を守るとともに、水質汚濁の防止に努め、清らかな水環境を守ります。

また、有害な化学物質による環境汚染の防止に努め、健康に暮らせる環境を保ち、騒音や振動による不快感のない、静かで落ち着ける生活環境を確保します。

現状と課題

さまざまな公害や苦情問題が発生する今日において、市民・事業者が協力し合いながら、安心して暮らせる健全な生活環境の保全・創出のため、大気汚染・悪臭防止、水環境・土壌環境対策、騒音・振動防止などに努める必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
水質基準超過河川数	—	2件	1件	0件
市民意識調査満足度 (清潔な生活環境の維持に取り組むまち)	—	—	30.6%	40.0%

今後の取り組み

1 大気汚染・悪臭の防止

大気汚染の状況を把握するため、県と連携し大気監視体制の推進を図ります。

野外焼却禁止の指導や工場・事業所の排出ガスに対する規制の指導により、大気汚染防止に努めます。

アスベスト対策の推進のため健康管理システムの管理に努め、住民相談などを推進します。

- 主な事業**
- ・定点観測地点の整備
 - ・野外焼却禁止の指導
 - ・事業所等の排出ガス規制の指導
 - ・胸膜肥厚対策事業

2 水環境対策

水質等の身近な環境調査や県と連携した監視活動を実施し、地下水・湧水・井戸等の保全に努めます。

良質で安定的な水源確保に取り組み、安全で安心して利用できる生活用水の供給体制強化を図ります。

計画的な公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備を図り、生活排水処理対策を推進します。

事業所排水の監視に努め、水質汚濁防止対策を推進します。

透水性舗装などの歩道の整備により雨水の浸透を図り、健全な水の循環対策を推進します。

- 主な事業**
- ・地下水・河川水水質検査事業
 - ・地下水採取量把握の実施
 - ・上水道拡張事業
 - ・公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽整備事業
 - ・公害防止協定等に基づく事業所排水検査の監視・把握の実施
 - ・道路改良事業

3 土壌環境対策

農地における農業や化学肥料等の適正使用と使用量削減を図り、安心・安全な土壌づくりを推進します。

県との連携を図り、有害廃棄物の適正処理を推進します。

国や県との連携を図り、土壌塩害化対策の推進に努めます。

- 主な事業**
- ・生産履歴情報確立の推進
 - ・農業適正使用推進員・病害虫防除員設置の実施
 - ・有害廃棄物適正処理の指導・啓発
 - ・地下水塩水化調査の実施

4 騒音・振動対策

警察との連携を図り、道路交通騒音・振動の低減を推進します。

関係機関との連携を図り、鉄道沿線の騒音・振動の低減を推進します。

工場・事業所の騒音・振動の防止のため規制・指導強化を図り、近隣騒音及び生活騒音対策を推進します。

- 主な事業**
- ・暴走行為等の取り締まり強化の実施
 - ・新幹線整備に伴う鉄道運輸支援機構との連携の実施
 - ・関係法令に基づく届出・規制・指導の実施

まとめ

宇城市

市民、事業者が協力し、公害など問題を解決出来る対策を推進します。



公害のないまちづくりをするばい

消費者生活対策の推進

基本方針

市民が安心して消費生活を送ることができるよう、関係機関や市民・団体と協力しながら、近年の環境変化を踏まえた相談や教育・啓発などの消費者対策を推進します。

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化等を背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、利殖商法、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。また、経済の悪化を背景に複数の金融業者から借り入れをしている多重債務者が増加するなど、全国的に消費生活に関する様々な問題が発生しています。

本市では、関係機関・団体との連携のもと、広報活動等を通じた市民への情報提供や消費生活の相談等を行い、消費者対策を推進しています。

今後、高齢者の増加や、商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、悪質商法や危険な商品・サービスから自分を守り、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身が悪質商法等を見抜く目を養い、自立することが必要です。

また、消費者庁の設置に伴い、今後消費者行政の拡充を求められると考えられます。今後とも熊本県消費生活センター等関係機関と連携し、相談内容の高度化・複雑化など近年の環境変化を踏まえた消費者教育・啓発や情報提供の推進、相談の充実に努める必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
宇城市新規相談件数	—	171 件	147 件	200 件
宇城市継続相談件数	—	157 件	150 件	200 件
熊本県センター受付相談件数	549 件	419 件	—	300 件

今後の取り組み

1 消費者相談・苦情処理体制の充実

消費生活相談窓口の消費生活委員などを中心として、実情に応じた消費生活相談や苦情の処理に取り組みます。また、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の活用により、相談対応や苦情処理の迅速化を図ります。

また、高齢者等への悪質商法や多重債務問題の解決や予防のため、社会福祉協議会や民生児童委員等の各関係機関と連携を図り、相談や苦情処理体制の充実を図ります。

主な事業 ・消費生活相談事業

2 消費者教育・啓発の推進

広報紙や消費生活パンフレットの活用、出前講座の開催等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者の自立を促進します。

主な事業 ・消費生活出前講座

まとめ

宇城市

悪質商法などの消費相談、解決制度の充実と消費者の教育啓発を推進します。



自分の身を
自分で守れる
消費者になるばい

子育て支援サービスの充実

基本方針

地域全体で子育てを応援し、次代を担う子どもたちが安全に健やかにのびのびと育つ、愛情に満ちた子育てができる魅力あるまちづくりを目指します。

「子育ての基本は家庭である」という認識のもと、情報の提供や相談体制の充実を図ります。

子育てにかかる負担をやわらげるとともに、親子や親同士が集い楽しめる機会を提供し、子育ての仲間づくりを支援します。

現状と課題

子育てについては、社会経済情勢の変化により、共働き家庭の割合が多くなり、また、核家族化の進行により、母親への負担が大きくなっています。子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心してこどもを預けられる場所が身近にあることが重要です。そのニーズに対応するため保育サービス等の充実を図る必要があります。

宇城市児童センターでは、地域の子育て支援の拠点として、児童虐待防止のための相談や子育て支援ネットワーク

づくりなどの各種事業を実施していますが、地域で子育てを行うためには、行政・家庭・地域・学校・事業所など、地域を構成するそれぞれが果たす役割を認識した、子育て支援のネットワークを図ることが必要です。

また、ひとり親家庭は子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、母子自立支援員による自立生活支援の相談、就業支援が必要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
乳幼児医療費助成件数	35,958 件	44,805 件	46,849 件	52,000 件
特別保育実施園数	20 園	20 園	20 園	20 園
放課後児童クラブ設置数	11 園	12 園	12 園	14 園

今後の取り組み

1 経済的負担の軽減

子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭については、児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成の支援を図り、乳幼児医療費助成については、対象年齢の引き上げを目指します。保育料等については、第2子は半額、第3子からは無料を継続します。

- 主な事業
- ・乳幼児医療費の助成
 - ・児童扶養手当の支給
 - ・ひとり親家庭等への医療費助成
 - ・第3子からの保育料等の無料化

2 地域における子育て支援

児童センターを宇城市の地域における子育て支援等の拠点とし、各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。

また、児童虐待防止対策として相談事業の充実を図るとともに、子育て家庭向けの情報提供の充実に努めます。

- 主な事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・児童相談事業

3 母子自立支援員などによる相談・支援

母子自立支援員による相談、就業支援の充実を図ります。母子家庭自立支援給付金事業を継続して、推進を図ります。

母子生活支援施設などへの入所が必要と判断される場合は、関係施設と連携して、自立に向けた生活支援を図ります。

- 主な事業
- ・母子家庭高等技能訓練促進給付金事業
 - ・母子自立支援教育訓練給付金事業
 - ・母子自立支援プログラム事業

4 保育サービスの充実

公立・私立に関わらず、地域のニーズに応じた保育サービスの統一・充実、次世代育成支援対策事業とあわせた子育て家庭の支援を図ります。病児・病後児保育については、医療機関との連携により継続していきます。延長保育及び障がい児保育事業はすべての保育園において受入体制を整えるとともに、一時預かり・休日保育事業への取り組みを推進します。

- 主な事業
- ・延長保育促進事業
 - ・一時預かり・休日保育事業
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・障がい児保育事業

5 保育環境の充実

安心して預けられるような保育サービスを提供し、老朽化した保育施設については、次世代育成支援行動計画により改築・改修等を行い「ゆとり」ある保育環境づくりを目指します。

- 主な事業
- ・安心こども基金特別対策事業

6 学童保育所の充実

共働きや母子・父子家庭などが増え、働くことと子育てを両立したいという家庭の支援、また、放課後を子どもだけで過ごすことで予測される危険・不安を回避するため、学童保育所の充実を図ります。

- 主な事業
- ・放課後児童健全育成事業

まとめ

宇城市

経済、サービスの両面での子育て支援と交流充実でゆとりの保育環境をつくります。



楽しく子育て出来るまちづくりをするばい

障がい福祉サービスの充実

基本方針

障がいのある人(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者)が地域の中で共に生活するために、障がいの種類、程度を問わず、障がい者等がその居住する場所を選択し、障がい福祉サービスまたはその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を目指します。

障がい者の自立の観点から訓練等給付のサービス及び地域生活支援事業のサービスを適切に実施し、地域生活への移行を促します。また、経済的、社会的な自立を支援するため就労を希望する者に対して、就労移行支援・就労継続支援等のサービスを適切に促進し、利用者本位の提供基盤を整えます。

現状と課題

障害者自立支援法により障がい福祉サービスや地域生活支援等を自己選択、自己決定し、契約によりサービスが利用できるようになりました。

しかしながら、障がい者に対する理解や認識が深まっておらず、地域や職場での偏見があるようです。そのため、障がいのある人に対する理解を深める必要があります。

障がい者の自立のためには社会参加が第一歩と思われますが、多くの方が自宅と施設に閉じこもりがちであることから、自立を支援するための障がい者福祉サービス、訓練等

サービスや地域生活支援事業のサービスをより一層活用するための相談や情報提供を充実するとともに、地域での活動に参加しやすい施策の推進が必要です。

また、障がい者の就労を積極的に推進するため、企業・ハローワーク・就労支援事業所等と連携をとり、一般就労へと結びつけるとともに、就労を希望する障がい者に対し就労移行支援、就労継続支援等のサービスの利用を推進する必要があります。

指標

指 標 名	実 績 値			目 標 値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
介護給付費等の利用人数	124 人	160 人	178 人	250 人
訓練等給付費の利用人数	43 人	80 人	140 人	200 人
移動支援事業の利用人数	—	32 人	31 人	40 人

今後の取り組み

1 障がい者福祉サービスの支援体制強化

利用者のニーズや状況に対応したサービスの確保、提供体制の充実を行います。

障がい者の社会参加の推進のため、手話通訳の充実や移動支援等の整備を行います。

- 主な事業
- ・介護給付事業
 - ・訓練等給付事業
 - ・補装具費の給付
 - ・コミュニケーション支援事業
 - ・自立支援医療事業

2 障がいの早期発見、治療、リハビリの実施

療育センター等を活用した健診、相談等を推進します。

- 主な事業
- ・地域療育センター事業
 - ・相談支援事業
 - ・介護給付事業

3 雇用・就労への支援

就労系サービスの決定を行い、自立に向けた訓練を行います。

一般企業への啓発活動を行い、就労を希望する人に就労移行支援を行います。

- 主な事業
- ・就労移行支援事業
 - ・就労継続支援事業
 - ・地域活動支援センター事業
 - ・障がい者自立支援センター事業

4 相談・情報提供の充実

障がい者個々のニーズに対応したサービスの提供を行うため、様々な機関と連携し、相談支援や情報の提供を行います。

- 主な事業
- ・相談支援事業
 - ・障がい者自立支援センター事業
 - ・自立支援協議会との連携

5 社会参加の促進

誰もが健康づくりや生きがいづくり、生活の質を高めることができるよう気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション・文化活動の機会を充実します。

- 主な事業
- ・移動支援事業
 - ・社会福祉協議会主催の各種大会への協力

6 啓発・広報の充実

広報紙等を通じ、ノーマライゼーション意識を普及し、障がい者に対する正しい理解や認識を深めます。

- 主な事業
- ・障がい者交流事業
 - ・障がい者施設訪問事業
 - ・人権啓発事業

まとめ

宇城市

障害者が自立し社会参加しやすい環境支援とサービス充実を図ります。



高齢者福祉サービスの充実

基本方針

少子高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域の中で、生きがいを持ち自立した生活が送れるよう、雇用・就労機会の場の拡充や生きがいづくり・仲間づくりの拠点支援など、高齢者の社会参加を支援します。

家庭の状況や健康状況に応じた高齢者に対する日常生活の援助をはじめ、家族介護者への支援など、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図ります。また、総合的な支援体制や市民参加による福祉活動を充実し、地域に根ざした高齢者福祉の推進に努めます。

現状と課題

少子高齢化社会が急速に進む中、市民一人ひとりが高齢化社会についての理解や認識を深めるとともに、積極的な社会参加意識を生涯にわたって持ち続けていくことが求められています。

高齢者の生きがいづくりとしては、老人クラブ活動、シルバー人材センターによる高齢者就労支援などが実施されており、多くの高齢者が参加しています。今後も、内容の充実

とともに幅広い参加機会の提供が必要です。

また、高齢者だけの世帯や一人暮らしや寝たきりの高齢者が増加する中、高齢者の生活の安定に努めるとともに、個々の事情に応じた支援や各種サービスの提供が求められています。そのためには、関係機関の連携による総合的な支援体制や市民参加による高齢者福祉活動の促進などを図っていくことが必要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
老人クラブ会員数	8,525 人	8,264 人	8,301 人	 9,100 人
シルバー人材センター会員数	415 人	417 人	400 人	 440 人

今後の取り組み

1 高齢者の生きがいがづくり活動支援

生きがいがづくり、社会参加の促進を目的に老人クラブ活動を支援します。

高齢者の閉じこもり防止を目的に、老人福祉センター・地区公民館等を利用した語ろう会、地区福祉会の開催を支援し、高齢者の外出促進を図ります。

- 主な事業
- ・老人クラブ活動補助事業
 - ・介護予防事業（語ろう会）
 - ・セーフティネット支援対策事業

2 高齢者の就労支援

高齢者の就労機会の提供を通じ、高齢者の社会活動の継続支援と生きがいがづくりを目的に、シルバー人材センターの事業支援を図ります。

- 主な事業
- ・シルバー人材センター運営補助事業

3 在宅福祉サービスの充実

緊急通報システムの内容充実をはじめ、各種在宅福祉サービスの拡充により、高齢者が日常生活を安全・快適に暮らせるよう支援します。また、家庭介護者の負担軽減を図るため、介護用品購入助成事業などの支援事業を充実させます。

- 主な事業
- ・寝たきり介護者手当支給事業
 - ・介護用品購入助成事業
 - ・高齢者住宅改造成事業

4 高齢者に優しい社会づくり支援

敬老思想の高揚と地域住民交流を目的に、地区（行政区）等で開催する敬老会に対し、その開催を支援します。

認知症に対する正しい理解の啓発と認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる社会環境・人づくり目的に認知症サポーター講座を開催します。

- 主な事業
- ・敬老会事業費補助事業
 - ・認知症サポーター養成講座の開催

まとめ

宇城市

高齢者に優しいサービスの充実と
いきいきと暮らせる機会創出を図ります。



高齢者の元氣こそ
明るい社会の
みちしるべ

誰でもどこでも安心して暮らせる福祉のまち

基本方針

社会福祉法に基づく行政の地域福祉計画とその計画に基づき社会福祉協議会が中心となってすすめる地域福祉活動計画を社会福祉協議会と一体となって平成22年3月に策定しました。そこで、これらの計画に基づき「誰でもどこでも安心して暮らせる福祉のまち」を目標として、市民一人ひとりが福祉を自分のことと考え、地域全体で助けあい、支えあう社会を目指します。

福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動を支援していきます。

現状と課題

少子高齢化、核家族化が進む中、子育てから高齢者の福祉に至るまで人間関係の希薄化等により、虐待や孤独死等が社会問題化しており、本市においても他人事ではなくなりました。住民のニーズは多種多様となり、住民によるお互いの支えあい・助けあいの支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっています。

地域福祉ネットワークの一環として、地区福祉会の設置

推進が平成18年度から社会福祉協議会で取り組まれ、現在120の行政区において地区福祉会が組織化され、ふれあいサロンや見守り活動など世代間交流を基本活動として、地区の実情に応じた福祉活動が展開されています。地区福祉会が未設置の行政区についてはその設置の推進を図るとともに、既設置の行政区については活動内容の充実を図る必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
ボランティア・NPO 活動に参加したことがある市民の割合	—	—	6.7%	10.0%
地区福祉会の組織率	37.6%	51.5%	64.6%	80.0%
災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づく登録者数	—	—	3,529 人	4,000 人

今後の取り組み

1 福祉に対する市民意識の高揚

高齢者や障がい者、子どもへの理解や社会参画がなされるようすべての人がお互いに思いやる地域社会を構築するために、広報紙やホームページなどを活用して、地域福祉に対する市民意識の啓発に取り組みます。

主な事業 ・ 市民意識啓発事業

4 災害時避難行動要支援者登録制度の推進

宇城市災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、災害弱者に対して登録の啓発に取り組みます。

主な事業 ・ 災害時避難行動要支援者登録制度実施事業

2 福祉団体等の育成・強化

地域福祉を担う中心的な組織である社会福祉協議会が充実した運営ができるように組織運営等の支援を行うとともに、ボランティア活動の支援にも取り組みます。

民生委員・児童委員が地域福祉の推進役として円滑に活動できるよう支援します。

主な事業 ・ 社会福祉協議会支援事業
・ 民生児童委員活動支援事業

3 地域福祉ネットワークづくりの推進支援

市民参加型の地域福祉ネットワークづくり推進のため、社会福祉協議会が取り組んでいる地区福祉会の設置・充実を支援します。

主な事業 ・ 地域福祉ネットワーク事業

まとめ

宇城市

一人一人の福祉意識の高揚と
ネットワークづくりの活動を支援します。



福祉意識
充実の地域を
目指すばい

介護保険サービスの充実

基本方針

第4期宇城市介護保険計画では、第3期計画において設定した「高齢者の尊厳の尊重」等4つの基本理念を引き続き継承し、施策の基本目標に①在宅介護の推進、②健康づくりと介護予防の積極的な推進、③認知症高齢者対策の推進、④高齢者の生活を支える環境づくり、⑤高齢者の生きがいづくりや社会参加の支援を5つの柱として掲げ、各施策に取り組むこととしています。また、5つの日常圏域に地域密着型サービスの拠点整備を進め、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅・地域で生活できる環境づくりを目指します。

現状と課題

介護サービス給付費の計画と実績を平成18年～平成20年までの3年間の総計で見ると、ケアプランチェックや給付費チェック等介護給付の適正化に取り組んだ結果、総給付費は計画をやや下回って推移しています。しかし、第4期計画に基づく介護施設整備、報酬改定等による介護給付費の上昇に伴い、介護保険料の上昇につながる可能性があります。

また、要支援、要介護状態となる可能性の高い総合健診受

診後の特定高齢者を対象に、高齢者支援事業（通所、筋トレ等）に取り組み、参加者の生活機能向上（フォロー）にはつながっていますが、事業への参加者が少ないという課題を抱えています。今後は、特定高齢者に該当する健診未受診者の掘り起こしを行うとともに、支援事業等への参加を促進し、身体の機能低下や閉じこもり等を未然に予防していく必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
要介護認定者数	3,315 人	3,264 人	3,232 人	3,986 人
特定高齢者介護予防事業参加者数	—	48 人	38 人	60 人

今後の取り組み

1 在宅介護の推進

在宅サービスの利用促進を図るとともに、介護サービスの質の向上に努めます。また、介護者支援の充実を推進し、介護者の負担軽減を図ります。

主な事業 ・介護給付適正化事業 ・地域支援事業

2 健康づくりと介護予防の積極的な推進

要介護状態になる可能性が高い高齢者に対する介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

主な事業 ・介護予防事業

3 認知症高齢者対策の推進

認知症の理解についての啓発活動を行うとともに、認知症高齢者を支える介護サービス基盤を整備します。

主な事業 ・地域介護・福祉空間整備（介護基盤緊急整備特別対策事業）認知症グループホーム施設整備
・介護予防普及啓発事業（認知症予防教室）

まとめ

宇城市

介護予防や生活支援充実、住み慣れた場所での介護環境づくりを推進します。



介護保険サービスの充実で住みよいまちづくりをするばい

国民健康保険事業の推進

基本方針

安定した国民健康保険事業会計の運営を行うため、特定健診・保健指導などの受診率向上を図り、医療費の適正化に努めます。また、保険税収の確保などによる保険財政の安定・強化を図り、健全な財政運営を行います。

現状と課題

人間ドックの7割助成事業に取り組んでおり、申込者も多く一定の成果を上げていますが、予算の範囲内での助成制度であるため受診者の数に限界があります。今後は、より多くの人が受診できるよう、健診内容等について工夫する必要があります。

平成20年度から医療保険者に義務付けられた特定健診・保健指導に取り組んでいますが、受診率目標を達成していないため、これまで以上に制度周知を図る必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
特定健診受診率	—	—	40%	65%
保険税収納率（現年度分）	93.02%	93.75%	92.35%	93%
保険税収納率（過年度分）	12.81%	12.37%	15.26%	15%

今後の取り組み

1 保健事業の推進強化

保健福祉センターと連携しながら、特定健診・保健指導の制度周知を図り、受診率向上に取り組めます。
人間ドック助成事業をより多くの人を受けられるよう、健診内容等の改善を行います。

主な事業 ・ 特定健診・保健指導事業 ・ 人間ドック助成事業

2 医療費の適正化促進

保健福祉センターと連携し、訪問指導を行いながら、受診の適正化を図ります。
広報などにより、制度や国民健康保険事業の現状を周知しながら、保険給付の適正化に努めます。

主な事業 ・ レセプト点検事業 ・ 医療費通知事業 ・ 訪問指導事業

3 国民健康保険の安定運営

適正な税収を確保するために、口座振替の推進や徴収体制の充実を図り、収納率の向上を目指します。

主な事業 ・ 収納率向上対策事業

まとめ

宇城市

健診など受診率向上で安定した保険運営と
医療費の適正化に取り組めます。



保険事業
あればこそ
医療充実ばい

部門基本計画 生活保障の確立

基本方針

生活保護は最後のセーフティネットとしての役割を重視し、市民の生活の安定を確保するため、要援護状態に陥った世帯に対する適切な制度の運用を行います。また、国庫補助制度を有効活用した自立支援を行うことにより、要援護状態からの脱却を支援します。

現状と課題

厳しい社会情勢の中、最低生活を営むことが困難な世帯が増加しています。市民が安心して生活できるよう、生活保護制度を活用しなければなりません。

生活保護の適正な実施については、迅速な対応と厳正な審査のもと濫給（支給してはいけないものの支給）、漏給（支給しなければならないものの不支給）の防止に努め、適正な

実施を進めています。また、要援護状態の世帯の自立支援のため、国の補助金を活用して自立支援事業に取り組み、日常生活の自立と就労による世帯収入の増加を図っています。

生活保護世帯の就労における自立支援は、受け皿となる雇用先の増加がなければ成り立たないため、雇用促進関係機関との連携をさらに強くしていきます。



今後の取り組み

1 要援護世帯の救済と適正実施

生活費、医療費、介護費等の基本生活費の不足から最低限度の生活を営むことが困難な世帯の救済を図ります。また、濫給、漏給を防止するため、扶養義務者調査や診療報酬明細書点検、関係職員のレベルアップのための研修など、生活保障適正実施推進事業に取り組みます。

主な事業 ・ 生活保障適正実施推進事業

2 要援護世帯の自立支援

就労支援専門員により、就労意欲のある就労可能な方に対して、迅速に求人情報の提供を行い、履歴書の書き方や面接の仕方などの指導援助を行います。

主な事業 ・ 自立支援プログラム策定実施推進事業

3 医療扶助の適正化

生活保障適正実施推進事業の一環として、医療費の適正化を図ります。レセプト点検員による医療費明細書（レセプト）の確認を行い、診療報酬の誤りがあった場合の修正を行うとともに、被保護者の不必要な受診や必要回数以上の受診がないよう確認体制の強化に努めます。

主な事業 ・ 診療報酬明細書点検等充実事業

まとめ

宇城市

適切な制度運用と雇用促進機関との連携で要援護状態からの脱却を支援します。



市民生活の安定を確保するばい

memo